

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

平成31年1月 保健室

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」と変わりました。**発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。**その後は、**解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。**

この措置は、抗ウイルス薬の服用によって熱が早く下がるようになり、以前の期間のままでは感染力が残った状態で登校するケースが増えていることから見直しがされ、出席停止期間の基準が変更されました。

	発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後5日 を経過した後
発症後1日目に 解熱した 場合 Aくん	発症 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	発症後 4日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	 登校可能
発症後2日目に 解熱した 場合 Bさん	発症 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	 登校可能
発症後3日目に 解熱した 場合 Cさん	発症 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	 登校可能
発症後4日目に 解熱した 場合 Dさん	発症 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止 登校可能
発症後5日目に 解熱した 場合 Eくん	発症 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止 解熱後 2日目 出席停止 登校可能

★インフルエンザは、38℃以上の熱が出てから5～6時間が経たないと、病院で検査をしても反応が出ません。学校で発熱した場合は迎えに来ていただきますが、発熱後しばらくしてから受診されるとよいでしょう。

★インフルエンザは、一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。(二峰性発熱と言います)出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。

★1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間となります。